

・11月30日は「年金の日」

年金制度をもっと身近に、分かりやすく理解してもらえるよう、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、年金制度の普及・啓発活動を積極的に行います。日本年金機構では年金制度の周知、説明会等を開催します。この日を機会に、将来の大切な年金について考えてみませんか♪

○年金出張相談開催！

石垣年金事務所と石垣市役所合同で開催！年金記録をお調べして、各種相談にお答えいたします。

- ・年金加入記録 →加入記録にもれや誤りがある場合、訂正できます。
- ・納付記録の確認 →未納期間がある場合、後納や免除等の申請ができます。
- ・保険料納付の相談 →後納制度や、口座振替、前納など便利でお得な納付方法の説明。
- ・保険料免除の申請 →申請月から2年1ヶ月までさかのぼって申請できます。

気になるけど、なかなか相談に行けないという方、この機会にお気軽にご相談においで下さい♪

日 時：平成28年11月30日（水） 午前10時～午後3時まで

場 所：ホームセンターメイクマン石垣店

※年金手帳など基礎年金番号を確認できるもの、本人確認ができる顔写真付きの身分証（免許証・パスポートなど）をお持ち下さい。

・住民登録について

住民登録は、皆さんの転入、転出、転居等の異動事項や家族構成などを記録、証明し、実際にお住まいの市区町村において国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などさまざまな行政サービスを受けるための基礎となる重要なものです。次のような場合、必ず所定の期間内に届出を行っていただきますようお知らせします。

転入届・・・本市に住み始めてから14日以内に手続きを行ってください。

○他の市区町村から本市へお引越しされた方

○一定期間※本市に滞在される方

※日数に定義はありませんが、客観的居住の事実と主観的居留意志を総合して判断されるものです。

転居届・・・お引越しされてから14日以内に手続きを行ってください。

○石垣市内で住所を異動された方

転出届・・・異動日の概ね14日前から手続きが可能です。

○本市から他の市区町村又は国外にお引越しされる方

○島外の大学や専門学校に通学されている方

届出に必要なもの

- ・住民異動届（市民課窓口に設置しております。）
- ・転出証明書（転入時、前住所地で発行した証明書を持参ください。）
- ・本人確認書類（運転免許証などの顔写真付き身分証1点、または健康保険証、年金手帳、学生証など2点）
- ・マイナンバー通知カード及びマイナンバーカード（お持ちの方）

住民登録のお手続きは、平日、午前8時30分から午後5時15分（お昼時間を除く）までとなっております。内容に関するご質問は、市民保健部市民課（☎82-1260）までお問い合わせください。